

常任委員会の関係法令及び他市の委員会数，複数所属の状況等

1 常任委員会に係る関係法令等

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

第 5 節 委員会

（常任委員会，議会運営委員会及び特別委員会）

第 109 条 普通地方公共団体の議会は，条例で，常任委員会，議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常任委員会は，その部門に属する普通地方公共団体の事務に関する調査を行い，議案，請願等を審査する。

（略）

9 前各項に定めるもののほか，委員の選任その他委員会に関し必要な事項は，条例で定める。

(2) 気仙沼市議会委員会条例（平成 18 年気仙沼市条例第 203 号）抜粋

（常任委員会の設置）

第 1 条 気仙沼市議会に，常任委員会を置く。

（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及び所管）

第 2 条 議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。

(1) 総務教育常任委員会 8 人

ア 秘書広報課，総務部，震災復興・企画部及び会計課の所管に関する事項

イ 総合支所の地域振興課の所管（産業建設常任委員会の所管とするものを除く。）に関する事項

ウ 教育委員会の所管に関する事項及び教育委員会の所管に属しない教育に関する事項

エ 選挙管理委員会の所管に関する事項

オ 監査委員の所管に関する事項

カ 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項

キ 他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 民生常任委員会 8 人

ア 市民生活部及び保健福祉部の所管に関する事項

イ 総合支所の市民福祉課の所管に関する事項

ウ 病院事業局の所管に関する事項

(3) 産業建設常任委員会 8 人

ア 産業部及び建設部の所管に関する事項

イ 総合支所の地域振興課の所管（総務教育常任委員会の所管とするものを除く。）に関する事項

ウ 農業委員会の所管に関する事項

エ ガス上下水道部の所管に関する事項

(3) 気仙沼市議会運営の基準（申合せ事項）抜粋

2 質疑

（略）

(3) 議員は，自己の所属する委員会の委員長報告について質疑をしない。(H. 18. 5. 17 会派幹事長等連絡会議にて合意)

(略)

(6) 議員は、自己の所属する委員会に付託予定の議案について質疑をしない。(H. 18. 6. 1
議会運営委員会にて合意)

(略)

2 常任委員会に係る地方自治法改正の概要

改正年	項目	内容
平成 12 年自治法改正 ※議員立法	常任委員会数の 制限廃止	・議会における人口階段別の常任委員会数の制限を廃止することとされた。
平成 18 年自治法改正	委員会制度の改正	・議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止し、議員は、少なくとも一つの常任委員になることとされた。 ・常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができることとされた。
平成 24 年自治法改正	委員会に関する 法定事項の簡素化	・委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法等について法定事項を条例に委任することとされた。

出典：総務省ホームページ

【参 考】

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

第 5 節 委員会

(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)

第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、その部門に属する普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

(略)

9 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

(2) 気仙沼市議会委員会条例（平成 18 年気仙沼市条例第 203 号）抜粋

(常任委員会の設置)

第 1 条 気仙沼市議会に、常任委員会を置く。

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第 2 条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

◆議長及び副議長と常任委員の関係

問：議長及び副議長も常任委員とならなければならないか。

答：お見込のとおりであるが、議長については、一たん常任委員となった後議会の同意を得て辞退することは特に必要がある場合においてはやむを得ないものと解する。

出典：行政実例（昭和 31 年 9 月 28 日）

3 宮城県内市議会の議員定数及び常任委員会設置状況

(R5. 12. 31 時点)

市名	人口	R5. 12. 31 現在の議員 定数	R5. 12. 31 現在の議員 実数	R6. 1. 1 以降 適用 の議員 定数	左記 適用 予定 年月	常任委員会設置状況 ()内は定数				
						総務財政 (11)	市民教育 (11)	健康福祉 (11)	経済環境 (11)	都市整備建設 (11)
仙台市	1,066,778	55	55			総務財政 (11)	市民教育 (11)	健康福祉 (11)	経済環境 (11)	都市整備建設 (11)
石巻市	134,711	30	28			総務企画 (8)	環境教育 (8)	保健福祉 (7)	産業建設 (7)	
塩竈市	52,061	18	18			総務教育 (6)	民生 (6)	産業建設 (6)		
気仙沼市	57,652	24	23			総務教育 (8)	民生 (8)	産業建設 (8)		
白石市	31,229	16	16			総務産業 建設 (8)	厚生文教 (8)			
名取市	79,720	21	19			総務消防 (7)	建設経済 (7)	民生教育 (7)	財務 (21)	
角田市	26,917	16	16			総務産業 (8)	教育厚生建設 (8)			
多賀城市	62,061	18	18			総務産業 (9)	文教厚生 (9)			
岩沼市	43,448	18	18	※現在の定数 16		総務 (6)	教育民生 (5)	建設産経 (5)	※議長は先例により、委員を 辞任	
登米市	73,338	26	26			総務企画 (9)	教育民生 (9)	産業建設 (8)	予算決算 (25) ※議長除く	
栗原市	61,910	24	23			総務 (8)	産業建設 (8)	文教民生 (8)		
東松島市	38,343	18	18	16	R7. 4	総務 (6)	民生教育 (6)	産業建設 (6)	財務 (17) ※議長除く	広報 (6)
大崎市	123,776	28	28			総務 (7)	民生 (7)	産業 (7)	建設 (7)	
富谷市	52,418	18	18			総務 (6)	教育民生 (6)	産業建設 (6)		

- 5 常任委員会 1市 (仙台市)
 4 常任委員会 2市 (石巻市, 大崎市)
 3 常任委員会 8市 (塩竈市, 気仙沼市, 名取市, 岩沼市, 登米市, 栗原市, 東松島市,
 富谷市)
 2 常任委員会 3市 (白石市, 角田市, 多賀城市)
 計 14市

※予算決算, 広報等を除く

4 人口 48 千人から 54 千人で合併後の市（本市を除く 26 市）の議員定数及び常任委員会の設置（常任委員の所属）状況

◆人口設定の考え方：国立社会保障・人口問題研究所の推計値である気仙沼市の 2030 年（令和 12 年）の人口（50,682 人）≒51 千人[±3 千人]

都道府 県名	市名	人口	R5.	R5.	R6.	左記 適用 予定 年月	常任委員会設置状況 () 内は定数			
			12.31 現在 の議員 定数	12.31 現在 の議員 実数	1.1 以降 適用 の議員 定数					
宮城県	気仙沼市	57,652	24	23			総務教育 (8)	民生 (8)	産業建設 (8)	
茨城県	那珂市	53,501	18	18			総務生活 (6)	産業建設 (6)	教育厚生 (6)	原子力安全 対策 (6)
	・ 1 人 1 常任委員会（原子力安全対策除く）									
茨城県	つくば みらい市	53,446	18	17			総務 (6)	教育民生 (6)	経済 (6)	予算決算 (17) ※議長除く
	・ 1 人 1 常任委員会（予算決算除く）									
新潟県	南魚沼市 ※1	53,324	22	22			総務文教 (8) ※実数 7	産業建設 (7)	社会厚生 (7)	
	・ 1 人 1 常任委員会（議長除く）									
大分県	宇佐市	52,808	21	21			総務 (7)	文教福祉 (7)	産業建設 (7)	
	・ 1 人 1 常任委員会									
青森県	むつ市	52,744	22	22			総務教育 (8)	産業建設 (7)	民生福祉 (7)	
	・ 1 人 1 常任委員会									
茨城県	坂東市	52,346	20	19			総務 (8)	教育民生 (6)	産業建設 (6) ※実数 5	
	・ 1 人 1 常任委員会 ※欠員 1									
鹿児島県	出水市	51,780	20	20			総務病院 (7)	文教厚生 (7)	産業建設 (6)	
	・ 1 人 1 常任委員会									
福島県	二本松市 ※2	51,263	22	21			総務市民 (8) ※実数 6	産業建設 (7)	文教福祉 (7)	
	・ 1 人 1 常任委員会（議長除く）※欠員 1									
京都府	京丹後市 ※3	51,031	20	20			総務 (7) ※議長除く	文教厚生 (6) ※議長除く	産業建設 (6) ※議長除く	予算決算 (19) ※議長除く
	・ 1 人 1 常任委員会（議長除く）									

滋賀県	野洲市	50,709	18	18			総務 (6)	文教福祉 (6)	環境経済 建設 (6) ※実数 5	予算 (17) ※議長除く
	・ 1人1常任委員会 (予算除く) (議長除く※予算以外, 条例に規定なし)									
青森県	五所川原市	50,631	22	22			総務 (8)	民生文教 (7)	経済建設 (7) ※実数 6	
	・ 1人1常任委員会 ※R6.4.16 現在 欠員 1									
福岡県	朝倉市	50,559	18	18			総務文教 (6)	環境民生 (6)	建設経済 (6)	
	・ 1人1常任委員会									
石川県	能美市	49,693	16	15			総務産業 (8) ※実数 7	教育福祉 (8) ※実数 7	予算決算 (15) ※議長除く	
	・ 1人1常任委員会 (予算決算除く) ※欠員 1 (議長除く※予算決算以外, 条例に規定なし)									
島根県	浜田市	49,678	22	21			総務文教 (8) ※実数 6	福祉環境 (7)	産業建設 (7)	議会広報広 聴 (10) 予算決算 (21) ※議長除く
	・ 1人1常任委員会 (議会広報広聴, 予算決算除く) ※欠員 1 (議長除く、条例に規定なし)									
新潟県	佐渡市	49,333	21	20			総務文教 (7)	市民厚生 (7)	産業建設 (7)	
	・ 1人1常任委員会 ※R6.4.30 現在 欠員なし									
三重県	亀山市 ※4	49,298	18	18			総務 (6)	教育民生 (6)	産業建設 (5)	予算決算 (17) ※議長除く
	・ 1人1常任委員会 (議長除く)									
宮崎県	日南市	49,037	19	18			総務市民 (7) ※実数 6	文教厚生 (6)	産業建設 (6)	
	・ 1人1常任委員会 ※欠員 1									
群馬県	みどり市	48,921	18	18			総務文教 (6)	市民福祉 (6)	経済建設 (6)	
	・ 1人1常任委員会									
山口県	光市	48,854	18	17			総務教育 環境 (9) ※実数 8	福祉建設 経済 (9)		
	・ 1人1常任委員会 ※欠員 1									
茨城県	小美玉市 ※5	48,801	20	20			総務 (6) ※議長除く	文教福祉 (7) ※議長除く	産業建設 (6) ※議長除く	
	・ 1人1常任委員会 (議長除く)									
広島県	三次市 ※6	48,754	24	24	22	R6.4	総務 (7) ※議長除く	教育民生 (7) ※議長除く	産業建設 (7) ※議長除く	予算決算 (21) 広報広聴 (7) ※議長除く
	・ 1人1常任委員会 (予算決算除く) (議長除く)									

熊本県	山鹿市 ※7 ・1人1常任委員会（予算決算除く）※欠員1（議長除く）	48,639	20	19			総務文教 (7) ※実数6	市民福祉 (7)	建設経済 (6)	予算決算 (20)
千葉県	山武市 ・1人1常任委員会	48,369	18	18			総務 (6)	文教厚生 (6)	経済建設 (6)	
秋田県	能代市 ・1人1常任委員会（予算除く）	48,334	20	20			予算 (20)	総務企画 (7)	文教民生 (7)	産業建設 (6)
石川県	七尾市 ・1人1常任委員会（予算決算除く）	48,264	18	18			予算決算 (17) ※議長除く	総務企画 (6)	教育民生 (6)	産業建設 (6)
新潟県	十日町市 ※8 ・1人1常任委員会（議長除く）	48,132	24	24	19	R7.4	総務文教 (8)	産業建設 (8)	厚生 (8) ※実数7	

出典：全国市議会議長会 市議会議員定数に関する調査結果（一部加工）

3 常任委員会 24市（能美市，光市除く）
2 常任委員会 2市（能美市，光市）
計26市

※1人1常任委員会（予算決算，広報等除く）

5 上記区分市議会の常任委員の所属に係る事例 ①

※1

南魚沼市議会委員会条例

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）

第2条 議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし，議長は議会の許可を受けて辞任することができる。

※2

二本松市議会委員会条例

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）

第2条 議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし，議長は，議会の同意を得て常任委員を辞退することができる。

※3

京丹後市議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)

第2条 議員は、議長である者を除き, 予算決算常任委員のほか, 少なくとも一の常任委員となるものとする。

※4

亀山市議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし, 議長は, 常任委員とならないものとする。

※5

小美玉市議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)

第2条 議員は、少なくとも一つの常任委員となるものとする。ただし, 議長は常任委員にはならないものとする。

※6

三次市議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし, 議長については, この限りではない。

※7

山鹿市議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属並びに常任委員会の名称, 所管事項及び委員定数)

第2条 議員は、2の常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとし, そのうち1は, 予算決算委員会の委員とする。ただし, 議長は, その割り当てられた常任委員を辞することができる。

※ 8

十日町市議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属並びに常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)

第2条 議員は, 少なくとも一つの常任委員となるものとする。ただし, 議長は, 常任委員を辞退することができる。

出典: 各市ホームページ

6 常任委員会の複数所属(市議会)の状況 (令和5年12月31日現在)(単位: 市の数)

人口段階別		1人の議員が複数の常任委員会に所属している
5万人未満	300	104 (34.7%)
5～10万人未満	235	79 (33.6%)
10～20万人未満	148	51 (34.5%)
20～30万人未満	48	7 (14.6%)
30～40万人未満	30	11 (36.7%)
40～50万人未満	19	4 (21.1%)
50万人以上	15	2 (13.3%)
指定都市	20	2 (10.0%)
全市	815	260 (31.9%)

7 予算審査常任, 決算審査常任, 予算・決算審査常任委員会の設置(市議会)の状況

(令和5年12月31日現在)(単位: 市の数)

人口段階別	予算審査常任委員会を設置している	決算審査常任委員会を設置している	予算・決算審査常任委員会を設置している
5万人未満 300	21 (7.0%)	4 (1.3%)	66 (22.0%)
5～10万人未満 235	17 (7.2%)	7 (3.0%)	45 (19.1%)
10～20万人未満 148	17 (11.5%)	4 (2.7%)	31 (20.9%)
20～30万人未満 48	0 (0.0%)	1 (2.1%)	5 (10.4%)
30～40万人未満 30	3 (10.0%)	2 (6.7%)	8 (26.7%)
40～50万人未満 19	1 (5.3%)	0 (0.0%)	3 (15.8%)
50万人以上 15	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)
指定都市 20	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
全市 815	60 (7.4%)	18 (2.2%)	161 (19.8%)

出典: 全国市議会議長会 市議会の活動に関する実態調査結果

8 常任委員会の複数所属の事例（予算・決算等除く）

○胎内市議会委員会条例

胎内市 人口：27,012人（R6.6.30現在）

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）

第2条 議員は、複数の常任委員会に所属するものとする。ただし、議長は、常任委員とならないものとする。

2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。

（1）総務文教常任委員会 10人以内

（略）

（2）厚生環境常任委員会 10人以内

（略）

（3）まちづくり常任委員会 10人以内

（略）

※各議員は，二の常任委員会に所属している。（議長除く）

R5.3.31現在 議員定数16人（欠員2人）＝14人 議長を除くと13人

・総務文教常任委員会 9人

・厚生環境常任委員会 8人

・まちづくり常任委員会 9人

計26人（13人×2常任委員会＝延べ26人）

【備考】

・常任委員会の日程は，3日間となっている。（令和6年9月議会 予定）

出典：胎内市ホームページ

9 常任委員会の複数所属の事例（予算・決算等除く）【人口5～10万人未満 市議会】（R5.12.31時点）

（1）山梨県甲斐市 人口：76,511人（R5.12.31時点）

○甲斐市議会委員会条例

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）

第2条 議員は，少なくとも一の常任委員（議会広報常任委員会委員を除く。）となるものとする。

2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。

（1）総務教育常任委員会 9人

（略）

（2）厚生環境常任委員会 8人

（略）

（3）建設経済常任委員会 8人

（略）

- ◆議員定数：19人（欠員3）＝16人 議長を除くと15人
- ・総務教育常任委員会 8人（欠員1）
 - ・厚生環境常任委員会 7人（欠員1）
 - ・建設経済常任委員会 8人
- 計 延べ23人（8人×2常任委員会＝延べ16人）
（7人×1常任委員会＝ 7人）

【備考】

- ・常任委員会の日程は、2日間となっている。（令和6年第3回定例会）
- 1日目 9：30 厚生環境常任委員会 13：30 建設経済常任委員会
- 2日目 9：30 総務教育常任委員会

（2）茨城県牛久市 人口：84,085人（R5.12.31時点）

○牛久市議会委員会条例

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。

（1）総務企画常任委員会 8人

（略）

（2）教育文化常任委員会 7人

（略）

（3）保健福祉常任委員会 7人

（略）

（4）環境建設常任委員会 7人

（略）

2 議員は，前項第1号から第4号までの常任委員会のうち，少なくとも一の常任委員となるものとする。

◆議員定数：22人

・総務企画常任委員会 7人（欠員1）

・教育文化常任委員会 7人

・保健福祉常任委員会 7人

・環境建設常任委員会 7人

計 延べ28人（7人×2常任委員会＝延べ14人）

（※14人×1常任委員会＝ 14人）

※常任委員会 欠員1人（議長）

【備考】

・常任委員会の日程は，2日間となっている。（令和6年第1回定例会）

1日目 10：00 総務企画常任委員会 14：00 教育文化常任委員会

2日目 10：00 保健福祉常任委員会 14：00 環境建設常任委員会

(3) 京都府城陽市 人口：74,077人 (R5.12.31時点)

○城陽市議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)

第2条 議員は, 少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称, 委員の定数及び所管は, 次のとおりとする。

総務常任委員会 9人

(略)

福祉常任委員会 10人

(略)

建設常任委員会 9人

(略)

文教常任委員会 10人

(略)

◆議員定数：20人(欠員1) = 19人

・総務常任委員会 9人

・福祉常任委員会 10人

・建設常任委員会 9人

・文教常任委員会 10人

計 延べ38人 (19人×2常任委員会=延べ38人)

【備考】

・常任委員会の日程は, 4日間となっている。(令和6年第3回定例会 予定)

(4) 滋賀県守山市 人口：85,866人 (R5.12.31時点)

○守山市議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称, 委員会定数およびその所管)

第2条 議員は, 少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称, 委員会定数およびその所管は, 次のとおりとする。

(1) 総務常任委員会 10人以内

(略)

(2) 文教福祉常任委員会 10人以内

(略)

(3) 環境生活都市経済常任委員会 10人以内

(略)

◆議員定数：20人

- ・総務常任委員会 10人
- ・文教福祉常任委員会 10人
- ・環境生活都市経済 10人

計 延べ30人 (10人×2常任委員会=延べ20人)
(10人×1常任委員会= 10人)

【備考】

- ・常任委員会の日程は、3日間となっている。(令和6年9月定例会 予定)

(5) 奈良県大和郡山市 人口：83,255人 (R5.12.31時点)

○大和郡山市議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務常任委員会 6人

(略)

(2) 産業厚生常任委員会 6人

(略)

(3) 教育福祉常任委員会 6人

(略)

(4) 建設水道常任委員会 6人

(略)

◆議員定数：20人(欠員1) = 19人

- ・総務常任委員会 6人
- ・産業厚生常任委員会 6人
- ・教育福祉常任委員会 5人(欠員1)
- ・建設水道常任委員会 6人

計 延べ23人 (4人×2常任委員会=延べ8人)
(15人×1常任委員会= 15人)

【備考】

- ・常任委員会の日程は、4日間となっている。(令和6年2月定例会)

(6) 奈良県桜井市 人口：54,878人 (R5.12.31時点)

○桜井市議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属, 常任委員会の名称, 委員の定数及びその所管)

第2条 議員は, 少なくとも1の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称, 委員の定数及び所管は, 次のとおりとする。

(1) 総務委員会 11人

(略)

(2) 文教厚生委員会 10人

(略)

(3) 産業建設委員会 10人

(略)

◆議員定数：16人

・総務委員会 11人

・文教厚生委員会 10人

・産業建設委員会 10人

計 延べ31人 (15人×2常任委員会=延べ30人)

(1人×1常任委員会=1人) ※議長

【備考】

・常任委員会の日程は, 1日間となっている。(令和5年第3回(9月)定例会)

10:00 総務委員会 13:30 文教厚生委員会 13:45 産業建設委員会

出典：各市ホームページ

10 類似団体市議会の議員定数及び常任委員会の設置(常任委員の所属)状況

◆類似団体 一般市 II-1 (43団体 ※本市を含む)

(人口5万以上10万未満, 産業構造II次・III次90%未満かつIII次55%以上の団体)

※上記の43団体から, 人口5万人台の団体を抽出 13団体(本市を除く)

(一般市)

産業構造		II次, III次 90%以上		II次, III次 90%未満	
		III次 65%以上	III次 65%未満	III次 55%以上	III次 55%未満
人口	0以上~50,000未満	I-3	I-2	I-1	I-0
	50,000以上~100,000未満	II-3	II-2	II-1	II-0
	100,000以上~150,000未満	III-3	III-2	III-1	III-0
	150,000以上~	IV-3	IV-2	IV-1	IV-0

出典：総務省ホームページ

都道府 県名	市名	人口	R5. 12.31 現在 の議員 定数	R5. 12.31 現在 の議員 実数	R6. 1.1 以降 適用 の議員 定数	左記 適用 予定 年月	常任委員会設置状況 ()内は定数			
宮城県	気仙沼市	57,652	24	23			総務教育 (8)	民生 (8)	産業建設 (8)	
青森県	五所川原 市	50,631	22	22			総務 (8)	民生文教 (7)	経済建設 (7) ※実数6	
			・1人1常任委員会 ※R6.4.16現在 欠員1							
青森県	十和田市 ※1	58,328	22	22			総務文挙 (7)	観光建設 (7)	民生福祉 (7)	
			・1人1常任委員会 (議長除く)							
福島県	二本松市 ※2	51,263	22	21			総務市民 (8) ※実数6	産業建設 (7)	文教福祉 (7)	
			・1人1常任委員会 (議長除く) ※欠員1							
福島県	伊達市 ※3	56,767	22	22			総務生活 (8) ※実数7	文教福祉 (7)	産業建設 (7)	
			・1人1常任委員会 (議長除く)							
千葉県	銚子市	55,028	18	18			総務企画 (6)	教育民生 (6)	産業建設 (6)	
			・1人1常任委員会							
新潟県	南魚沼市 ※4	53,324	22	22			総務文教 (8) ※実数7	産業建設 (7)	社会厚生 (7)	
			・1人1常任委員会 (議長除く)							
京都府	京丹後市 ※5	51,031	20	20			総務 (7)	文教厚生 (6)	産業建設 (6)	予算決算 (19)
			・1人1常任委員会 (議長除く)							
和歌山県	紀の川市	59,578	20	18			総務文教 (7) ※実数6	厚生 (7) ※実数6	産業建設 (6)	予算決算 (20) ※実数18
			・1人1常任委員会 ※欠員2							
徳島県	鳴門市	54,024	22	22			総務文教 (8) ※実数7	生活福祉 (7)	産業建設 (7)	予算決算 (21) ※議長除く
			・1人1常任委員会 (議長除く ※予算決算以外, 条例に規定なし)							
福岡県	朝倉市	50,559	18	18			総務文教 (6)	環境民生 (6)	建設経済 (6)	
			・1人1常任委員会							

熊本県	宇城市	56,948	22	21			総務文教 (8)	建設経済 (7) ※実数6	民生 (7) ※実数6	
	・1人1常任委員会 ※R6.5.16現在 欠員2									
鹿児島県	出水市	51,780	20	20			総務病院 (7)	文教厚生 (7)	産業建設 (6)	
	・1人1常任委員会									
沖縄県	宮古島市	54,820	24	24			総務財政 (8)	文教社会 (8)	経済工務 (8) ※実数7	予算決算 (24)
	・1人1常任委員会 R6.3.28現在 欠員1									

出典：全国市議会議長会 市議会議員定数に関する調査結果（一部加工）

3 常任委員会 全市（13市） ※1人1常任委員会（予算決算除く）

11 上記区分市議会の常任委員の所属に係る事例 ②

※1

十和田市議会委員会条例

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員の所属並びに常任委員会の名称，委員定数及びその所管）

第2条 議員（議長を除く。）は，少なくとも一の常任委員となるものとする。

※2

二本松市議会委員会条例

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）

第2条 議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし，議長は，議会の同意を得て常任委員を辞退することができる。

※3

伊達市議会委員会条例

（常任委員会及び議会運営委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会及び議会運営委員会を置く。

2 議員は，次条第1号から第3号までに規定する常任委員会のうち一の常任委員会の委員となるものとする。ただし，議長は，議会の許可を得て常任委員会の委員を辞退することができる。

※4

南魚沼市議会委員会条例

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）

第2条 議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし，議長は議会の許可を受けて辞任することができる。

※5

京丹後市議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)

第2条 議員は, 議長である者を除き, 予算決算常任委員のほか, 少なくとも一つの常任委員となるものとする。

出典: 各市ホームページ

12 2 常任委員会の事例

○多賀城市議会委員会条例

多賀城市 人口: 62,103人 (R6.6.30)

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)

第2条 議員は, 少なくとも1の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称, 委員の定数及び所管は次のとおりとする。

(1) 総務産業常任委員会 9人

総務部, 企画経営部, 都市産業部, 会計課, 上下水道部, 選挙管理委員会, 監査委員及び農業委員会の所管に属する事項並びに文教厚生常任委員会に属さない事項

(2) 文教厚生常任委員会 9人

保健福祉部及び教育委員会の所管に属する事項

※議員定数 18人

R3.9 常任委員会の再編 3常任委員会(総務経済, 文教厚生, 建設水道) × 6人

→ 2常任委員会(総務産業, 文教厚生) × 9人

再編理由: 各常任委員会の議論をより深化させるため

【備考】

- ・令和6年第1回定例会では, 常任委員会の日程は1日となっており, 午前10時から文教厚生常任委員会, 午後1時から総務産業常任委員会となっている。

出典: 多賀城市ホームページ